

FMC の EU 競争法適用除外制度廃止影響調査に関する

日本船主協会コメント（概要）

EU の定期船同盟に対する競争法適用除外制度廃止の影響について、日本船主協会は米国連邦海事委員会(FMC)に対し、以下コメントを提出する。

1) 船社間協定に対する競争法適用除外に関する当協会の基本的な見解

船社間協定は運賃の安定性に寄与しており、その結果、船社間協定加盟船社は信頼性のある定期船サービスを提供し、サービスの質および効率性の向上を行う上でかなりの費用を節約できる。

当協会は、船社間協定に対する競争法適用除外制度(以下「適用除外制度」)が外航海運業界や貿易業界全体の健全な発展に不可欠であると考えます。適用除外制度は、実質的に全ての主要貿易国で認められており、国際的にも一般的な制度となっている。

2) EUの適用除外制度廃止

EUが適用除外制度を廃止した2008年10月は、定期船業界が世界的な景気悪化の中で貨物量および運賃の著しい下落に直面していた時期であったため、その様な状況の下で、EUの適用除外制度廃止による影響を評価するのは困難である。

但し、2008年1月から2010年10月までの東西基幹航路の運賃推移をみると(当協会意見書の表1参照)、同期間中の両航路の荷動き推移は同様の傾向にあったにもかかわらず、アジア・欧州航路(西航)の運賃乱高下はアジア・北米航路(東航)を大きく上回っていることが少なくとも確認できる。また、欧州委員会はEUの適用除外制度見直しの過程の中で、同制度廃止が輸送コストを低下させる利用可能な最善の選択肢と主張していたが、2009年春以降の欧州航路の急激な運賃上昇を踏まえると、そのような見解は適切ではないように思われる。

さらに、サーチャージでは、欧州諸港のTHC(Terminal Handling Charges)がEUの適用除外制度廃止に伴い概ね上昇し、また、BAF(Bunker Adjustment Factors)についても、燃料油価格の上昇時には、北米航路のBAFよりも個別船社による設定が行われる欧州航路のBAFの方が上昇傾向にあることを踏まえれば(同意見書の表2参照)、適用除外制度の廃止は必ずしもサーチャージの値下げや顧客利益に貢献していないことがわかる。

3) 結び

当協会は、EUの適用除外制度廃止が主要航路に与える影響について慎重に評価するFMCの実際的なアプローチ(pragmatic approach)を歓迎するものである。

当協会は、船社間協定廃止が一層の運賃乱高下と市場の不安定をもたらす、それは荷主、最終的には消費者の利益にもならないとの見解である一方、EUの適用除外制度廃止が世界同時不況の時期と重なっていることを踏まえ、FMCに対しては、外航海運に関する米国現行制度の変更に関する検討を行う前に、EUの適用除外制度廃止の影響について更なる調査を今後も行っていくべきとの考えである。

以上